

野田市告示第 1 7 4 号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7 年 7 月 3 日から 令和 7 年 7 月 1 7 日まで
(但し、野田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く)

令和 7 年 7 月 3 日

野田市長 鈴 木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
1	1 5 0 1	関 宿 江 戸 町 ・ 西 高 野 線	関宿江戸町字旧香取 4 2 1 番 1 地先	
			はやま 1 9 番 1 地先	